

条 件

1 車輛の駐車について

熊野白浜リゾート空港の駐車場は搭乗客用であるため、当該目的にかかる車輛の駐車は行わず、旧南紀白浜空港跡地内を使用すること。

警備員やバリケードの配置等により、暴走行為の防止を徹底すること。

2 事故などについて

県は、旧南紀白浜空港跡地利用における事故などについての責任は一切負わない。

申請場所以外の利用は行わないこと。

他の旧南紀白浜空港跡地利用者等（旧南紀白浜空港跡地に平草原公園等から、周辺付近住民及び観光客等が出入りする）との接触事故等が起こらぬよう、申請者において安全対策・安全管理を徹底すること。

また、出入口においても、事故防止のため、車両の誘導等を的確に行うこと。

風水害等による事故についても考慮し、気象条件等の定期的な確認を行うこと。

3 防火・ゴミ処理等について

旧南紀白浜空港跡地内は禁煙とする。

発生したゴミについては、申請者の責任において持ち帰ること。

トイレについても必要に応じ、簡易トイレの設置等の措置をとること。

4 利用時間について

申請した利用時間を厳守すること。

5 騒音について

極力、騒音に気をつけた利用を行うこと。地域住民から苦情の連絡が入った場合は、利用を直ちに中止し、誠意をもって対応すること。

6 貸付以外の区域等への影響について

旧南紀白浜空港跡地内で他団体が利用中の区域及び貸付以外の区域については、無断で立ち入ったり、悪戯をしないように周知及び監視をするとともに、旧南紀白浜空港跡地内で他の使用予定がある場合は、事故や混乱の起こらないよう配慮に努めること。

7 期間中のカギの保管及びゲート開閉について

申請者の責任において、入口のバリケード等について開閉や安全確認を確実にすること。

8 その他

実施にかかる詳細事項については、事前に和歌山県港湾空港振興課と協議し、その指示を受けること。